

消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）

消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、**契約の取消し**と**契約条項の無効等**を規定

1. 契約の取消し

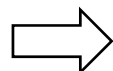
<現行規定>

事業者の以下の行為により契約を締結した場合、消費者は取消しが可能

- ① 不実告知（重要事項〔＝契約の目的物に関する事項〕が対象）
- ② 断定的判断の提供
- ③ 不利益事実の不告知
- ④ 不退去／退去妨害

<課題>

高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案



<改正内容>

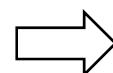
**過量な内容の
契約の取消し**
（新たな取消事由）

契約の目的物に関する事項についての不実告知による被害事案（例：床下にシロアリがあり、家が倒壊）



**重要事項の
範囲の拡大**

取消権の行使期間を経過した被害事案



行使期間の伸長
（短期を6か月→1年に伸長）

○ このほか、取消しの効果についても規定

○ このほか、消費者団体訴訟制度（差止請求）に関する規定が置かれている

2. 契約条項の無効

<現行規定>

消費者の利益を不当に害する条項は、無効

- ① 事業者の損害賠償責任を免除する条項
- ② 消費者の支払う損害賠償額の予定条項
- ③ 消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）

⇒

【10条】①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、
②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

<課題>

消費者の解除権を一切、認めない条項の存在
（→欠陥製品であっても残金を支払い続ける）
（例：「いかなる場合でも解除できません」）



<改正内容>

事業者の**債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄**させる条項（無効とする条項の追加）

法10条の①は明文の規定だけではなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決



**法10条に
例示を追加**
（※）

（※）消費者の不作为をもって意思表示をしたものとみなす条項

○ このほか、「民法の規定による」という文言を削除

○ 施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日（平成29年6月3日）